

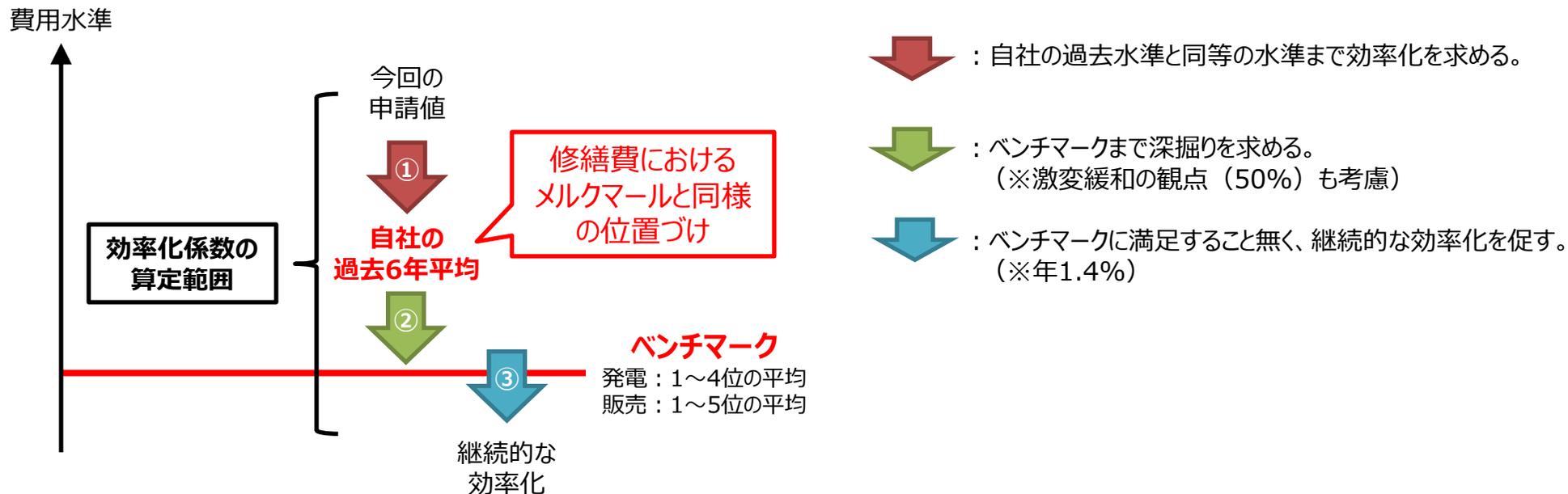
【6-2. 経営効率化】

- ① 経営効率化の概要
- ② これまでの効率化の取組
- ③ 今回申請で織り込んだ効率化の取組
- ④ 事業者間比較（横比較）
- ⑤ 効率化係数の設定
- ⑥ **効率化係数に関する各論**
- ⑦ ヤードスティック査定の考え方

修繕費のメルクマール査定と効率化係数との関係①

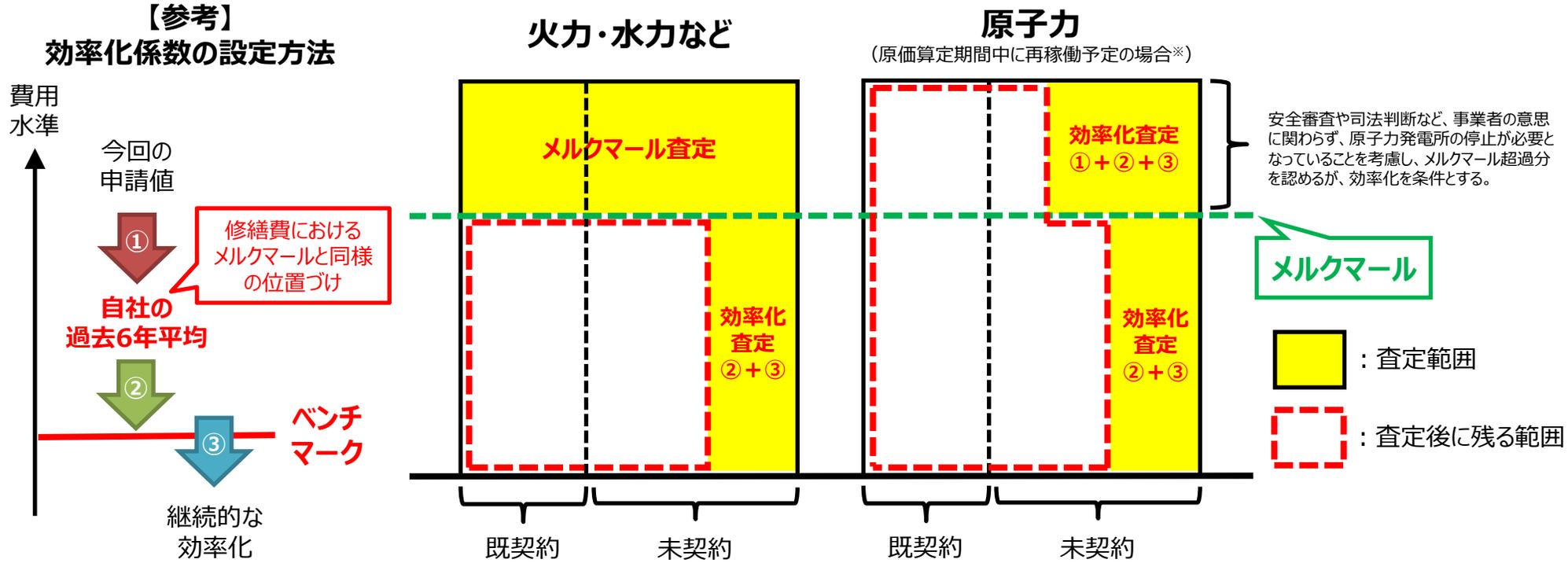
- 修繕費の審査では、過去実績を基にした基準をメルクマールとして設定し、メルクマールの算定期間は直近5年間を基本とすることとされている。
- 上記のメルクマールの考え方について、効率化係数の設定方法との比較を行った場合、「自社の過去6年平均」は、修繕費のメルクマールと同様の位置づけと考えられる。
- そのため、修繕費に対して、下図の①～③の全ての要素を織り込んだ効率化を一律求めた場合、特に①について、メルクマール査定との重複が生じる可能性がある。

効率化係数の設定方法（イメージ）



修繕費のメルクマール査定と効率化係数との関係②

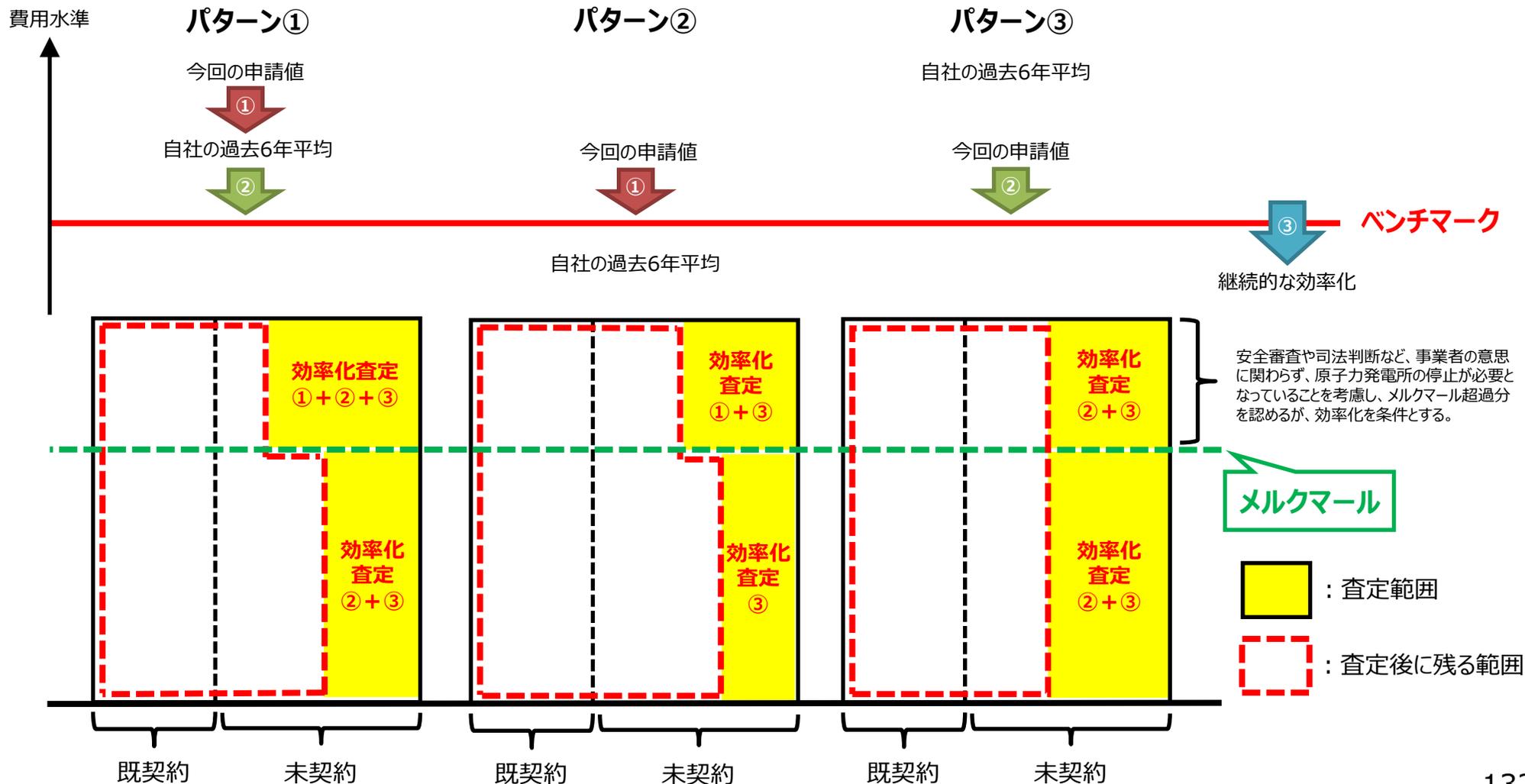
- 前ページの検討を踏まえ、修繕費については、メルクマール超過分については厳格に査定しつつ、メルクマールの範囲内に収まる範囲については、メルクマールが自社の過去水準であるため、下図のとおり、自社の過去水準からの深掘りが必要な部分（下図の例では②・③）に絞って効率化を求めることとする。



※ 北海道の泊発電所3号機について、再稼働時期に応じて追加的に必要となる費用は、全額査定。

修繕費のメルクマール査定と効率化係数との関係③

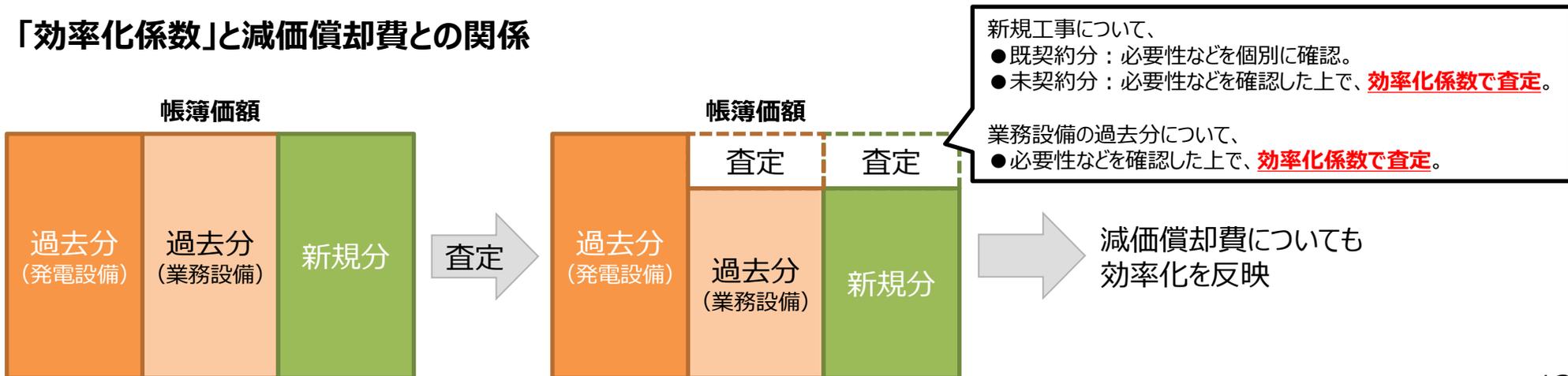
- 各事業者で、「今回の申請値」及び「自社の過去6年平均」の費用水準はそれぞれ異なるところ、主に下図の3パターン関し、原子力発電所の修繕費に係るメルクマールと効率化係数との関係を以下のとおり整理する。



業務設備に係る減価償却費への効率化係数の適用①

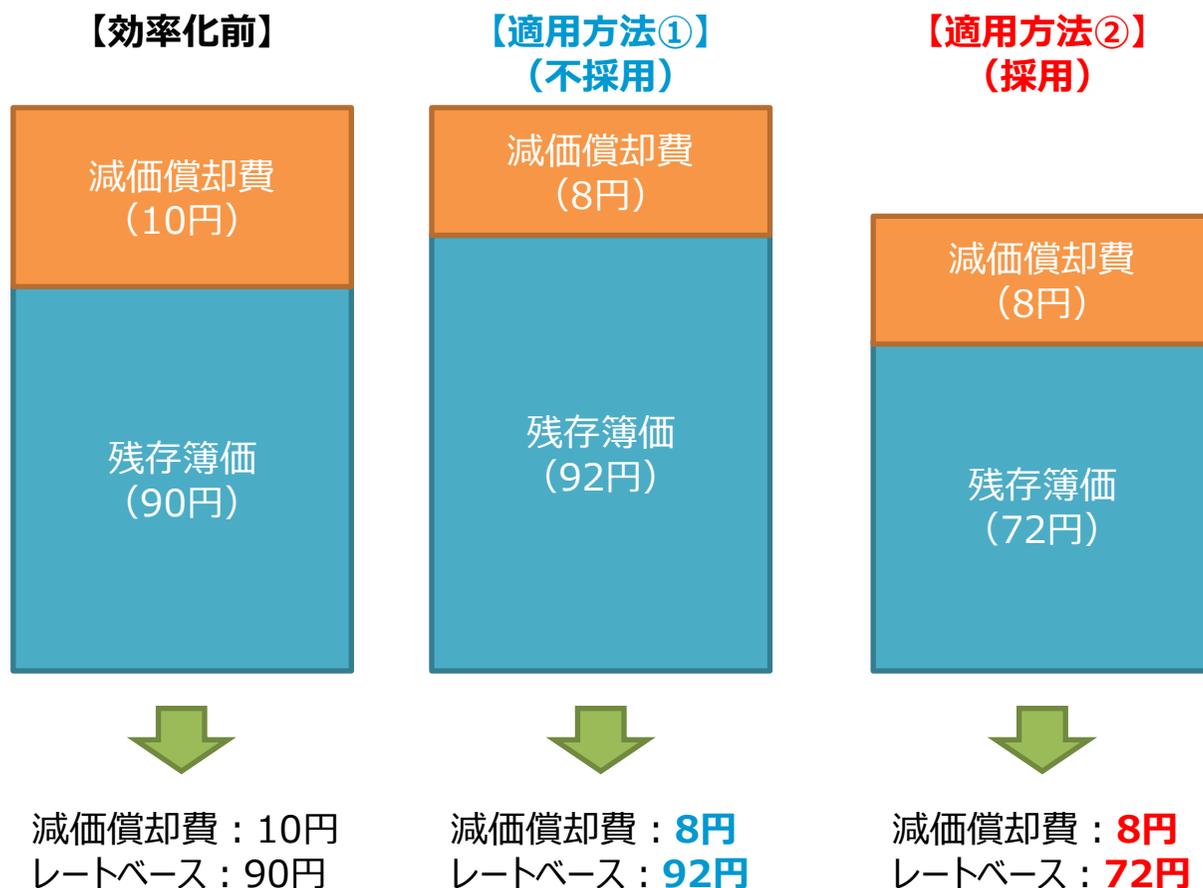
- 減価償却費は、主に過去の設備投資に伴う費用であるとともに、法令によって償却方法が定められており、将来の期間において効率化する余地が限られるものである。
- その上で、下図のとおり、**原価算定期間に新規工事を行い、帳簿価額が増加するもの**については、**効率化係数を用いて査定**し、減価償却費の効率化を求めることとする。
- また、**過去に設置された設備に係る減価償却費**について、レベニューキャップでは、減価償却費を制御不能費用として位置づけることの是非に関し、御議論があったところ。
- その際、関西電力送配電から申出のあった取組は、通信設備を子会社に移管することで、設備投資の抑制や保守要員の効率化を実現し、その結果、制御不能費用が減少したものである。
- このような取組は、全ての設備で実現可能なものではないものの、**業務設備については**、例えば、支店などの統合や、業務システムの簡素化などを通じて、**過去の設備投資であっても、効率化に取り組む余地**があると考えられる。そのため、**業務設備については、過去の設備投資に伴う減価償却費についても、効率化係数の対象**とし、効率化を促すこととする。

「効率化係数」と減価償却費との関係



業務設備に係る減価償却費への効率化係数の適用②

- 業務設備については、過去の設備投資に伴う減価償却費も、効率化係数の対象とするが、減価償却費の算定方法を明確化するため、以下のとおり、簿価に対して効率化係数を適用（=その結果、減価償却費及びレートベースも減額）することとする。

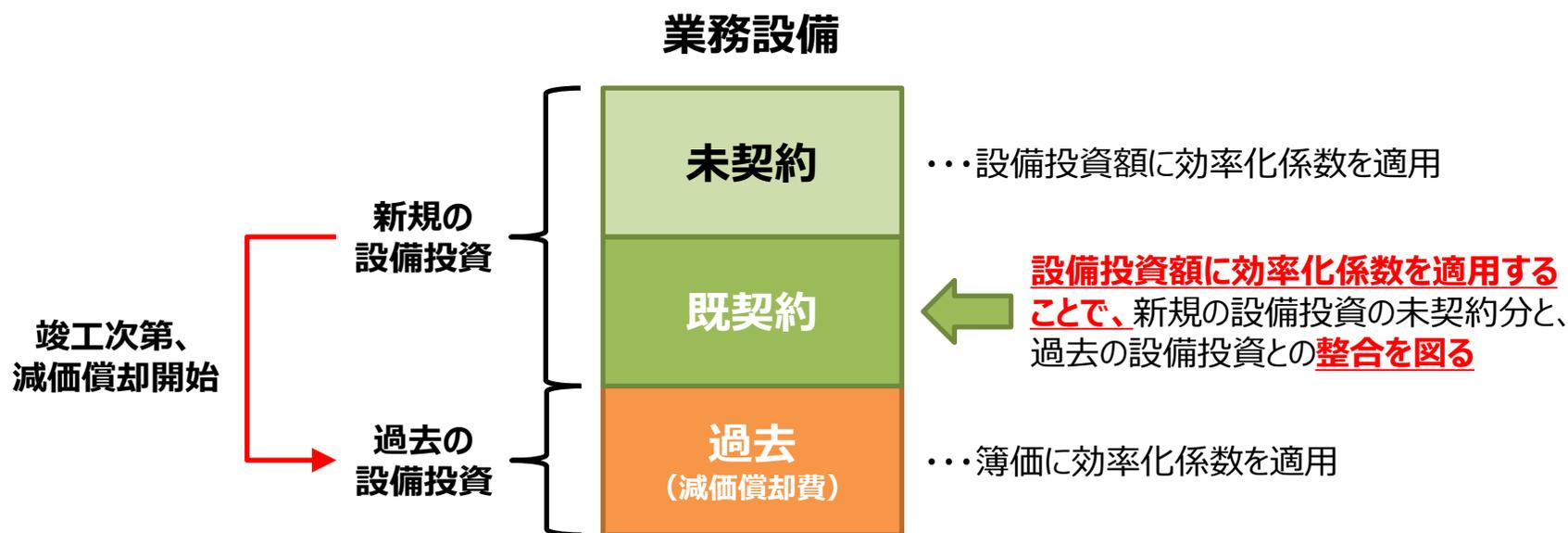


【本事例の前提】

- 竣工後1年経過
- 竣工時の簿価 : 100円
- 減価償却期間 : 10年
- 効率化係数 : 20%

業務設備に係る減価償却費への効率化係数の適用③

- 原価算定期間に新たに行う設備投資については、基本的に、既契約・未契約で分類し、未契約分は効率化係数での査定を行う方針である。一方で、業務設備に係る新たな設備投資のうち、既契約分については、過去の設備投資分との整合性を図るため、効率化係数の適用の取扱いを明確化する必要がある。
- これを踏まえ、業務設備に係る設備投資については、既契約・未契約によらず、効率化係数の対象とする（これにより、既契約・未契約によらず簿価が圧縮される）。なお、二重査定を避けるため、原価算定期間において、新規の設備投資分が竣工し、減価償却が始まった場合は、既に効率化係数によって簿価が圧縮されていることから、当該新規投資分の簿価については、重ねて効率化係数は適用しない。



【6-2. 経営効率化】

- ① 経営効率化の概要
- ② これまでの効率化の取組
- ③ 今回申請で織り込んだ効率化の取組
- ④ 事業者間比較（横比較）
- ⑤ 効率化係数の設定
- ⑥ 効率化係数に関する各論
- ⑦ ヤードスティック査定の考え方

ヤードスティック査定（比較査定）の概要

- ヤードスティック査定（比較査定）は、みなし小売電気事業者に効率化努力を促すための制度であり、料金審査要領において、以下の方法に基づき行うこととされている。

- ✓ 一般経費（※）について、その適正性を審査した上で、電源部門及び非電源部門に区分し、各部門において、①原価算定期間中の単価水準（一般経費の単価水準（円/kWh））と、②単価変化率（一般経費の単価水準の前回改定からの変化率（%））を算定する。

※ 役員給与、給料手当、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、廃棄物処理費、消耗品費、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損など。

- ✓ 上記の単価水準及び単価変化率は、事業者間の相対比較※によって点数評価した上で、各事業者をグループⅠからⅢに分類し、グループⅡ及びⅢに区分される申請事業者について、それぞれの査定率に応じた額を「効率化努力目標額」として査定する。

※ 単価水準及び単価変化率の比較は、申請事業者及びそれ以外の事業者（比較事業者）が認可を受けた原価又は届け出た原価等を基に行う。

- ✓ 「効率化努力目標額」は、適正性を審査した一般経費のうち、個別査定を行わない経費の電源部門及び非電源部門ごとの額に査定率を乗じて算定する。なお、査定率は、料金審査要領で次のとおり定められている。

区分	区分基準点数	効率化努力目標額の設定
グループⅠ	121点以上200点以下	0円とする。
グループⅡ	79点以上120点以下	査定率を1.5%とする。
グループⅢ	0点以上78点以下	査定率を3.0%とする。

関係法令における規定（ヤードスティック査定）①

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第1章 総則

1. 基本方針

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則第18条第1項に定める特定小売供給約款の認可に当たっては、この要領に従って審査を行うものとする。

- (1) 略
- (2) 算定規則第2条における「電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）」の算定については、みなし小売電気事業者（以下「事業者」という。）が申請した原価等について、その適正性を審査した上、当該申請を行った事業者（以下「申請事業者」という。）及び他の事業者が認可を受け又は届け出た原価等を勘案して、経営効率化努力の度合いを相対比較することにより審査を行うものとする。
- (3)～(5) 略

第2章「原価等の算定」に関する審査

第2節 営業費

1.～4. 略

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

(1)～(5) 略

6. 略

第6節 比較査定

申請事業者が申請した原価等について、第2節に定めるところにより、その適正性を審査した上で、申請事業者及び他の事業者が認可を受け又は届け出た原価等を勘案して経営効率化努力の度合いを相対比較することにより審査を行い、次章第1節から第3節に定める方法に基づき効率化努力目標額を算定するものとする。

第3章 効率化努力目標額の算定等

第1節 比較指標

経営効率化努力の度合いの事業者間の相対比較は、一般経費（営業費のうち、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、廃棄物処理費、消耗品費、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費（排出クレジットの自社使用に係る償却額を除く。）、貸倒損、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）及び電力費振替勘定（貸方）の原価をいう。以下同じ。）を算定規則第6条第1項第1号から第4号までの部門又は第20条第1項第1号から第4号までの部門（以下「電源部門」という。）及び第6条第1項第5号から第6号までの部門等又は第20条第1項第5号から第9号までの部門等（以下「非電源部門」という。）に区分し、この電源部門及び非電源部門における比較指標（以下「単価」という。）の水準及び変化率を用いて、次に定めるところにより行うものとする。その際、各事業者の特定融通契約及び振替供給契約や離島等に関する地域特性による補正（以下「個別補正」という。）、需要密度及び需要構成等の地域特性による補正（以下「地域補正」という。）を必要に応じ適宜実施し、公正な競争条件となるよう措置することとする。

関係法令における規定（ヤードスティック査定）②

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

2. 比較指標

(1) 申請事業者

効率化努力目標額を算定するための単価の水準及び変化率は以下のとおりとする。なお、算定式中「一般経費（電源部門又は非電源部門）」については、一般経費を電源部門及び非電源部門に区分した上で、それぞれ算定するものとする。

① 単価の水準

原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門） / 原価算定期間中の販売電力量 × 地域補正係数（※）

（※）地域補正係数を乗じるのは、一般経費の非電源部門のみ。

② 単価の変化率

原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門） / 原価算定期間中の販売電力量 ÷ 直近の認可を受けた特定小売供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門） / 直近の認可を受けた特定小売供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量

ただし、原価算定期間の初日から過去3年間（以下「基準比較期間」という。）において認可を受けた特定小売供給約款料金が適用されていない場合は、以下のとおりとする。

原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門） / 原価算定期間中の販売電力量 ÷ 直近の届出を行った特定小売供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門） / 直近の届出を行った特定小売供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量

(2) 申請事業者と比較される事業者（以下「比較事業者」という。）

単価の水準及び変化率は以下のとおりとする。なお、算定式中「一般経費（電源部門又は非電源部門）」については、一般経費の電源部門、非電源部門ごとに区分し、それぞれ算定するものとする。

① 単価の水準

申請事業者が申請する特定小売供給約款料金を実施される時点において適用される比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門） / 申請事業者が申請する特定小売供給約款料金を実施される時点において適用される比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量 × 地域補正係数（※）

（※）地域補正係数を乗じるのは、一般経費の非電源部門のみ。

② 単価の変化率

申請事業者が申請する特定小売供給約款料金を実施される時点において適用される比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門） / 申請事業者が申請する特定小売供給約款料金を実施される時点において適用される比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量 ÷ 申請事業者が直近に認可を受けた特定小売供給約款料金を実施された時点において適用された比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門） / 申請事業者が直近に認可を受けた特定小売供給約款料金を実施された時点において適用された比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量

ただし、次の（イ）から（ハ）までの場合については、それぞれに定める方法により算定するものとする。

関係法令における規定（ヤードスティック査定）③

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

(イ) 基準比較期間の末日（時系列では初日。以下同じ。）において、申請事業者の直近の認可を受けた特定小売供給約款料金が適用されている場合
申請事業者が申請する特定小売供給約款料金が実施される時点において適用される比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／申請事業者が申請する特定小売供給約款料金が実施される時点において適用される比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量÷基準比較期間の末日において適用された比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／基準比較期間の末日において適用された比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量

(ロ) 基準比較期間において、申請事業者の直近の認可を受けた特定小売供給約款料金が適用されておらず、申請事業者の直近の届出を行った特定小売供給約款料金が実施された時点が基準比較期間に含まれる場合
申請事業者が申請する特定小売供給約款料金が実施される時点において適用される比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／申請事業者が申請する特定小売供給約款料金が実施される時点において適用される比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量÷申請事業者が直近に届出を行った特定小売供給約款料金が実施された時点において適用された比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／申請事業者の直近の届出を行った特定小売供給約款料金が実施された時点において適用された比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量

(ハ) 基準比較期間において、申請事業者の直近の認可を受けた特定小売供給約款料金が適用されておらず、申請事業者の直近の届出を行った特定小売供給約款料金が実施された時点が基準比較期間に含まれない場合
申請事業者が申請する特定小売供給約款料金が実施される時点において適用される比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／申請事業者が申請する特定小売供給約款料金が実施される時点において適用される比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量÷基準比較期間の末日において適用された比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の個別補正後の一般経費（電源部門又は非電源部門）／基準比較期間の末日において適用された比較事業者の特定小売供給約款料金の原価算定期間中の販売電力量

申請事業者が複数の場合において、申請事業者ごとに単価の変化率の算定における申請原価との比較対象となる基準日（以下「起算日」という。）が異なる場合には、各起算日の内、最も直近の時点を含めた申請事業者及び比較事業者において共通の起算日として適用し、単価の変化率を算定するものとする。

第2節 点数評価の方法及び分類方法

事業者間の水準比較及び変化率比較において行う点数評価は、一般経費の電源部門、非電源部門ごとに、水準及び変化率について、それぞれ最上位を100点、最下位を0点とし、その他は比例法で点数化するものとする。その上で、水準比較と変化率比較で得られた点数を合計し、これに応じて申請事業者及び比較事業者を次の3つのグループに分類する。

区分	区分基準点数
グループⅠ	121点以上200点以下
グループⅡ	79点以上120点以下
グループⅢ	0点以上78点以下

関係法令における規定（ヤードスティック査定）④

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第3節 効率化努力目標額の算定

1. グループごとの効率化努力目標額の算定の考え方は、次のとおりとする。

グループⅠ：0円とする。

グループⅡ：一層の効率化努力を促す観点から査定率を1.5%として、効率化努力目標額を設定する。

グループⅢ：一層の効率化努力を促す観点から査定率を3.0%として、効率化努力目標額を設定する。

2. 申請事業者の効率化努力目標額は、申請事業者が申請した原価等について第2章第2節に定めるところにより、適正性を審査した上の個別補正後の一般経費（電源部門及び非電源部門）の部門ごとの額（他産業等との比較を行ったもの又は入札等を実施するもの又はトップランナー基準や入札見込額等に基づく個別査定を経たものについては除く。）に、上記で設定した査定率を乗じて算定した額の合計とする。

第4節 効率化努力目標額の取扱い

1. 前節により算定された部門ごとの効率化努力目標額を査定額として申請事業者に対して指摘するものとする。
2. この指摘を踏まえた申請事業者の補正については、前節より算定された効率化努力目標額を算定規則第6条第1項第1号から第6号又は第20条第1号から第9号までに定める部門毎の一般経費に占める各営業費項目の割合に応じそれぞれ配分した額を、申請原価の各営業費項目から差し引くことによって行われているかを審査するものとする。

ヤードスティック査定の実施方法（例）①

- ヤードスティック査定は、申請原価の適正性を審査した上で、相対比較で評価するところ、ヤードスティック査定の実施方法の例（電源部門の場合※）は以下のとおり。（次ページに続く）

※非電源部門についても、同様にヤードスティック査定を実施。

<単価の水準比較>

（単位：円/kWh、点）

	A電力 (申請)	B電力 (申請)	C電力 (申請)	D電力 (申請)	E電力 (申請)	F電力 (申請)	G電力 (申請)	H電力 (比較)	I電力 (比較)	J電力 (比較)
直近単価 ※1	1.21	<最大値> 1.77	1.19	1.33	1.39	<最小値> 1.11	1.19	1.59	1.12	1.29
評価値※2	0.56	0.00	0.58	0.44	0.38	0.66	0.58	0.18	0.65	0.48
評価点※3	85	0	88	67	58	100	88	27	98	73

※1 直近単価：原価算定期間中の一般経費の合計額を、同期間中の販売電力量で除したもの。上記の直近単価は仮の値。

※2 評価値 = 直近単価の最大値 - 自社の直近単価

※3 評価点 = 評価値 / (直近単価の最大値 - 直近単価の最小値) × 100

ヤードスティック査定の実施方法（例）②

<単価の変化率比較>

(単位：円/kWh、点)

	A電力 (申請)	B電力 (申請)	C電力 (申請)	D電力 (申請)	E電力 (申請)	F電力 (申請)	G電力 (申請)	H電力 (比較)	I電力 (比較)	J電力 (比較)
直近単価 ※1	1.21	1.77	1.19	1.33	1.39	1.11	1.19	1.59	1.12	1.29
前回単価 ※1	0.89	1.34	0.82	0.95	0.99	0.76	0.81	1.59	1.12	1.29
変化率※2	1.3596	1.3209	1.4512	1.4000	1.4040	1.4605	<最大値> 1.4691	<最小値> 1.000	1.000	1.000
評価値※3	0.1095	0.1482	0.0179	0.0691	0.0651	0.0086	0.0000	0.4691	0.4691	0.4691
評価点※4	23	32	4	15	14	2	0	100	100	100

※1 直近単価及び前回単価（原価算定期間中の一般経費の合計額を、同期間中の販売電力量で除したも）は仮の値。

※2 変化率 = 直近単価 / 前回単価

※3 評価値 = 変化率の最大値 - 自社の変化率

※4 評価点 = 評価値 / (変化率の最大値 - 変化率の最小値) × 100

<評価>

	A電力 (申請)	B電力 (申請)	C電力 (申請)	D電力 (申請)	E電力 (申請)	F電力 (申請)	G電力 (申請)	H電力 (比較)	I電力 (比較)	J電力 (比較)
合計点数	108	32	92	82	72	102	88	127	198	173
評価	Ⅱ (1.5%)	Ⅲ (3.0%)	Ⅱ (1.5%)	Ⅱ (1.5%)	Ⅲ (3.0%)	Ⅱ (1.5%)	Ⅱ (1.5%)	Ⅰ (0%)	Ⅰ (0%)	Ⅰ (0%)

【参考】過去のヤードスティック査定の結果

(単位：億円)

	電源部門			非電源部門			査定額 合計
	評価 (査定率)	対象原価	査定額	評価 (査定率)	対象原価	査定額	
北海道電力	Ⅱ (1.5%)	6.82	0.10	Ⅱ (1.5%)	7.03	0.11	0.21
東北電力	I (0円)	—	—	I (0円)	—	—	—
東京電力	Ⅲ (3.0%)	195.6	5.9	I (0円)	—	—	5.9
中部電力	I (0円)	—	—	I (0円)	—	—	—
関西電力	Ⅱ (1.5%)	32.33	0.48	I (0円)	—	—	0.48
四国電力	Ⅲ (3.0%)	1.27	0.04	I (0円)	—	—	0.04
九州電力	I (0円)	—	—	I (0円)	—	—	—

※東京電力：2012年7月25日認可

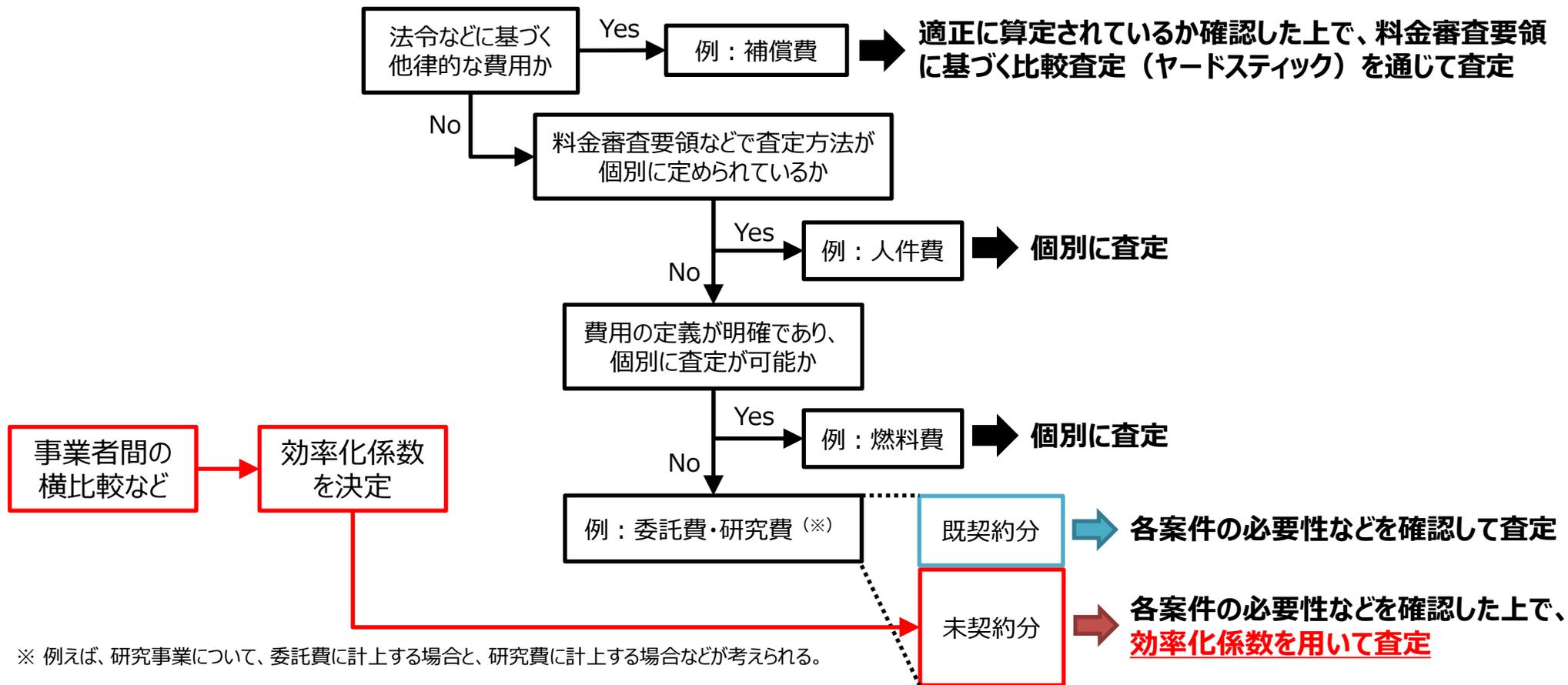
関西電力・九州電力：2013年4月2日認可

北海道電力・東北電力・四国電力：2013年8月6日認可

中部電力：2014年4月18日認可

ヤードスティック査定（YS査定）と効率化係数による査定との関係①

- 各費目について、ヤードスティック査定と、効率化係数による査定との基本的な使い分けのフローは下図のとおりであるが、具体的な使い分けを次ページ以降に示す。



ヤードスティック査定（YS査定）と効率化係数による査定との関係②

費目	効率化係数	YS査定	費目の分類	備考
他社購入電源費	○	×	①	・ 相対取引の一部（固定費など）が対象。
修繕費	○	×	③	<ul style="list-style-type: none"> ・ メルクマール査定との重複を避けつつ査定。 ・ 設備投資に伴う工事と、設備除却に伴う工事は、工事の性質上、一体として行われることが多いため、設備投資と同様に効率化係数を適用。 ・ なお、固定資産除却損は、効率化係数及びYS査定の対象外。 ・ 設備投資について、既契約・未契約に分類の上、未契約分に効率化係数を適用。 ・ 既設の業務設備も、効率化係数の対象。
委託費	○	×		
普及開発関係費	○	×		
養成費	○	×		
研究費	○	×		
固定資産除却費（固定資産除却損は除く）	○	×		
減価償却費	○	×		
廃棄物処理費	×	○	①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金審査要領に基づき、YS査定を適用。
補償費	×	○	②	
賃借料	×	○		
損害保険料	×	○		
貸倒損	×	○		
共有設備費等分担額、同（貸方）	×	○		
電力費振替勘定（貸方）	×	○		
建設分担関連費振替額（貸方）	×	○	③	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	×	○		

※対象経費：○、対象外：×

※効率化係数について、既契約分（業務設備に係る設備投資を除く）及び送配電部門からの受託業務に係る費用は、適用対象外。

※効率化係数対象の費目において、YS査定対象の費目と同種の費用が含まれている場合、当該費用については、YS査定対象とする。

ヤードスティック査定（YS査定）と効率化係数による査定との関係③

費目		効率化係数	YS査定	費目の分類	備考
消耗品費	水道光熱費	×	○	③	<ul style="list-style-type: none"> 単価について交渉の余地が限られることから、効率化係数ではなくYS査定を適用。
	諸車等燃料費	×	○		
	上記以外	○	×		
諸費	通信運搬費	×	○		<ul style="list-style-type: none"> 単価について交渉の余地が限られることから、効率化係数ではなくYS査定を適用。 市況などに基づいて算定されるため、効率化係数ではなくYS査定を適用。 各事業者の負担割合などに基づいて算定されるため、効率化係数ではなくYS査定を適用。 クレジットカード会社への立替払手数料などが該当し、単価について交渉の余地が限られることから、効率化係数ではなくYS査定を適用。
	旅費	×	○		
	貯蔵品たな卸損・評価損	×	○		
	団体費	×	○		
	諸手数料	×	○		
	上記以外	○	×		
燃料費	×	×	①		<ul style="list-style-type: none"> トップランナー査定など、個別に査定が行われるため、対象外。
非化石証書購入費	×	×	②		<ul style="list-style-type: none"> 法令などに基づく他律的な費用であって、料金審査要領上、YS査定の対象外。 レートベースにおいて、個別査定・効率化係数による査定を受けており、二重査定となるため対象外。 今回の申請では、計上無しのため対象外。 他律的な費用であって、料金審査要領上、YS査定の対象外。
原子力バックエンド費用	×	×			
公租公課（固定資産税、法人税等）	×	×			
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	×	×			
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	×	×			
電気事業報酬	×	×			
株式交付費・同償却費	×	×			
社債発行費・同償却費	×	×			
人件費（給与手当など）	×	×	③	<ul style="list-style-type: none"> 他産業との比較など、個別に査定が行われるため、対象外。 今回の申請では、計上無しのため対象外。 	
開発費・同償却費	×	×			

※対象経費：○、対象外：×

※効率化係数について、既契約分（業務設備に係る設備投資を除く）及び送配電部門からの受託業務に係る費用は、適用対象外。

※効率化係数対象の費目において、YS査定対象の費目と同種の費用が含まれている場合、当該費用については、YS査定対象とする。